

特 243

728



始



特 7

728

(仰高評)

弘法大師と善通寺

善通寺高等女學校

堀澤周安

3  
1

弘法大師と善通寺



歌

國クニ 櫛シ樟スの樹ツ蔭カゲに

生アれませる 珍ウツクのまな子ゴよ

名ナにしおふ 世ヨの貴物カタモノ

二

九重の都に出でて

業ノリといふ 業ノリは習へど

堀 澤 周 安

書シといふ 書シは讀ミめども

大方は 意ココロに満ミたす

三

天雲の 鎮タカす高嶺カネに

躋ノボりては 念オモヒを凝カらし

荒波の 寄ヨする岬シに

足アぐみては 行ユひましつ



四

海の外に道を求めて

毘盧舍那の教ことごと

瓶の水瀉すが如く

承傳へ歸來ませり

五

筆の穂の雫も妙に

鑿の痕奇しきばかりか

雨請へば龍も現れ

山踏めば犬も導く

六

都なる綜藝種智院

二

文の苑華咲きをり

故郷の萬農の大池

法の水湛へて弘し

七

朝日さす東の寺に

春の鳥御法を謳ひ

雲披く南の山に

秋の月曉待てり

八

御教は空より高く

御徳は海より深し

長へに仰ぐも尊

南無大師遍照金剛

はしがき

諺にも大師は弘法、太閤は秀吉、黄門は光圀、と申す如く、我が弘法大師は單に本邦真言宗の開祖たるに止まらず、聖徳太子以後に於ける大日本文化の大恩人として、宗教界は固より、教育に文學に書道に、美術に工藝に、或は工木に將、醫療に、其他百藝百能を一身に具備し、燦然たる功業事蹟の數々枚擧に遑なきは、今更言はずもがなである。斯る大偉人が我が讃岐の地に出現せられたのは、實に郷土の誇として景仰措く能はざる所である。本年は恰も其の一千一百年の御遠忌に相當すればとて、高野山東寺をはじめ、真言宗の寺々は勿論、其の他に於ても、此處彼處に大小の法會を勤修し、又それにつき各新聞雜誌上にも、高僧碩學達が大師の徳を讃へられた名論卓説も數多掲載せられてあるから、今は多くを語らず。茲には善通寺と大師との關係、其の他異説ある數件に就いて、聊か卑見を述べる事と致した。

### 一 空海と云ふ文字の讀方

大師の俗名は眞魚、後佛門に入つて教海、如空、無空など、稱し、最後に空海と改められた由。此の空海の二字は誰も皆クウカイと讀んで何等異議も無いが、類聚三代格には御丁寧にも其の兩傍に空海と假名を附け、又更に別の箇所にも空海と振假名がしてある。之を見ると或る時代には斯様な讀方をしたのか。尙同書には大師の師事せられた一人勤操（普通ゴンサウと讀む）にもキンセウと漢音で讀假名が施してある。（七はサの別體）

### 二 誕生 日

大師の御誕生日は寶龜五年六月十五日なりとは、大毘盧遮那覺華抄其の他の書にも見えてをるとの事であるが、手近い所では、神皇正統記にも六月十五日とあり、塵添瑳囊抄や如是院年代記等も同様である。併し古きに溯つて見ると、寶龜五年甲寅とのみあつて、月日を記してないものが多い。其の中に弘法大師行化記には

寶龜五年寅………誕生辛酉日

として其の辛酉が何月のかを記して無い。然るし是の年に辛酉の日のあるは奇數の月のみで、即ち正月二十一日、三月二十二日、五月二十三日、七月二十四日、九月二十五日、十一月二十六日、の六回であつて、六月には辛酉の日無く、其の十五日は壬午であるから、六月十五日説には吻合せぬ。（併し辛酉の方が間違かも知れぬ）此の寶龜五年六月十五日（唐の大歴九年）と云ふ日は、恰も大師の師、惠果阿闍梨の其の又師の不空三藏が長安に於て入滅せられた日であるので、世に大師を同三藏の後身とする所から、此の説も生れたであらうと言はれてをる。併し六月十五日に非ずといふ確かな反證も無いから何か據があるものと見て、此の日を大師の御誕生日として置いて然るべきであらう。（寶龜五年六月十五日を陽曆に換算すると、七月三十一日に當る）

### 三 誕生 地

大師の御誕生地は、結論より云へば今の香川縣仲多度郡善通寺町大本山善通寺の域内

と云ふ事になる。これについて種々の記録傳説等を案するに、

1 多 度 郡

空海僧都傳、贈大僧正空海和上傳記、大師御行狀集記、元亨釋書等、何れも單に多度郡の人（今の仲多度郡の一部）とするのみで、其の郷名等を記して無い。

2 多度郡方田郷

次に弘法大師行狀記及び高野大師御廣傳引く所の大同三年六月十九日附の太政官符には

太政官符

應免課役度者一人

留學僧空海 年卅五讚岐國多度郡方田郷戸主  
正六位上佐伯道長戸口同姓眞魚

右得治部省解僞。被太政官去延曆廿四年九月十一日符僞。去廿四年四月七日出家入唐宜依（例脫歟）得度之者。仍今年夏季應免課役申送者。省宜承知。依例。（免之脫歟）符到奉行。

大同三年六月十九日

とあり、又梅園奇賞に載せられた石山寺にある空海の度牒といふものも、右と同じく方田郷となつてをる。此の方田郷とは今の何れの地なるか。和名抄（二十卷本）に據れば、多度郡には、弘田、仲村、良田、生野、吉原、葛原、三井の七郷あるが、其の中に田の字の附くのは弘田、良田（後の吉田）二郷のみで、方田といふ郷名は見えぬ。就ては弘田の弘の字を俗に方扁に、と書く事もあるから、（善通寺文書にも見えてをる）方は弘の畧字で、方田即ち弘田であらうとの説もある。（弘田は善通寺の北約一里）或は良田の良の字の草體を方と誤つたであらうとも云ひ、又今の大本山善通寺の西北に隣つて片田と云ふ小字が現存してをるから其の邊であらうといふ人もある。近頃出來た弘法大師傳記集覽と云ふ本には「光仁天皇寶龜五年甲寅、是歲大師讚岐國多度郡弘田郷屏風浦ニ誕生ス」と斷定的に記してあるが、尙研究の餘地がありはせぬか。仲多度郡筆岡村の乾千太郎氏は、多年大師の研究に没頭して居られる人だが、聞く所に據れば、同氏は、「大師の時代には今の善通寺邊一帶の地を方田といふ郷名で呼んで居た」といふ確證を得て居られ

て、遠からず發表せられるとの噂であるから、之を待ちわびて居る。此の方田が乾氏の説の如く大本山善通寺の地であるならば最早議論も何も無いが、よしや方田が弘田であつたとしても、其の爲に大師が弘田で生れたとは速断し難いものがある。それは大師得度の年（得度の年にも異説があるが、延暦二十四年説に従ふ）即ち延暦二十四年頃には、何故か佐伯直道長（大師の伯父であらうとの説あり）の戸口即ち家族となつて居られたから、當時戸主道長が弘田に住して居た事は申すまでも無いが、それに依つて其の二十一年前に、田公の子たる眞魚即ち大師が、同所で生れたとは断言し兼ねるのである。

### 3 屏 風 浦

阿波國太龍寺縁起（續群書類從所收）に「右太龍寺者——高祖大師之致草創也——是則寶龜五年甲寅受生讚州多度郡屏風浦」とあるを、屏風浦の文字の初見とする向が多い様である。此の縁起は承和三年（大師示寂の翌年）大師の甥で高弟たる眞然師の物せられたものとなつて居る。處が空海上人に大師號を勅諡せられたのは、延喜二十一年であるか

ら、眞然師如何に高僧なればとて、八十餘年前に之を豫知して大師と書く事は訝かしく思はれる。其の上高祖といふ語も寂後程なく用ひたるは、早きに過ぎる感があるから、此の縁起は姑く御預りにして、次に鳥羽天皇の元永元年に成つた高野大師御廣傳に、多度郡屏風浦人とあり。又六條天皇の永萬元年書寫の奥書のある七大寺年表にも、同様に見えてをる。文暦元年に道範阿闍梨が抄出した弘傳略頌抄も之に従ひ、其の外金剛峯寺建立修行記をはじめ、屏風浦に御誕生云々としたものは頗る多い。但し屏風浦が何郷なるか何處なるかは、何れも定かに記してない。既に屏風浦が大師の御誕生地であり、善通寺が大師の御誕生地である以上、善通寺の所在地即ち屏風浦の内となるべき理である。然るに之を同一所と書いたもの、古きには見當らない。（行遍撰弘法大師行化記には、五山即ち五岳の麓を屏風浦と見て、「以此五山之浦名屏風浦」とあるが、これは續群書類從收むる所の行化記とは別の本である。）但し道範阿闍梨は之を同所と認めたか。同師は文暦元年其の著弘傳略頌抄に御廣傳を引いて「讚岐國多度郡屏風浦人也」と書き、それより八年後仁治四年南海流浪記に

抑善通寺ハ大師御先祖俗名即爲寺號——破壊之間大師修造建立之時、不被改本號歟。金堂之西有一直路一町七反許者。則自寺中參御誕生所之路也。則參詣拜之スレバ、正御誕生所ニハ石高ク廣疊タリ——七重石塔有之。大樹少々有之。拜見之間。戀慕恭敬催涙拆膽。

と記し、更に自ら大勸進となつて、誕生院の縁起を書き「右當所者弘法大師御誕生處也云々」と特筆して、一言も前後相違に疑を挿んで居ない所を見ると、善通寺即ち屏風浦と看做したものの様である。但し屏風浦が何處を指したかと云ふ事と、大師の御誕生地が何處であるかと云ふ事とは、自ら別問題で、よしや屏風浦が他所であつても、御誕生地の善通寺たるは、容易に動かすべからざるものがある。

#### 4 白方村

大師の御誕生地を仲多度郡白方村の海岸と心得て居るものが、可なり多い様である。同村海岸寺には大師御誕生所と稱して産湯の井戸など云ふものもある。文化年中善通寺海岸寺間に御誕生地の争が起り、紛争を重ねて公裁を仰いだ事があつたが、結局善通寺

側の勝訴となつたと聞く。彼の八陣守護本城の作者として、相當に知られて居る佐川藤太の戯曲、弘法大師いろは物語（大近松のいろは物語とは全然別個のもので、作は劣つてをるが讚岐としての地方色は濃厚である）の出たのも其の頃で「爰は四國の片田舎、讃州多度の郡屏風が浦の白濁に」などと語り出して、白方説に油を添へてをるかに見受けられる。但し白方説には未だ是ぞと信頼すべき文献は見當らぬ。

先年國定教科書高等小學讀本卷四の弘法大師を語る條に——多度津の西、風光明媚なる屏風浦に生る云々——といふ文句があつたが、多度津の西では海岸寺と聞えるから、余は當時小學讀本存疑といふ拙稿中にこの事をも加へて、二三の雑誌に掲載して置いたが其の後訂正せられた様であつた。

#### 5 多度津（仲多度郡）

明治より大正昭和に互つて出版せられた大家の著書の中に、大師の御誕生地を多度津としたものが往々ある。これは多度郡と多度津とを同一視せられた所から來た誤で、彼此論するまでも無い。



6 善通寺

大師の御誕生地を今の大本山善通寺の域内とするは承元三年八月の應宣に  
右彼寺者弘法大師降誕之靈地。佐伯善通建立之道場也。

嘉祿元年四月の應宣に

右善通寺者弘法大師御降誕之地。秘密上乘流布之庭也

寛喜元年五月の左辨官下文に

謹考舊貫。善通寺者弘法大師御誕生之靈地也。已奪祖師桑梓之遺跡爲他人之領。

寛治三年三月の應宣に

抑當寺者大師降誕之靈地。尊崇可異他之梵宇也。

後宇多法皇の御遺告（國寶、大覺寺文書）に

可興隆善通曼荼羅兩寺及誕生院緣起第十八。

右四州雖廣密機在日本。諸國雖多高祖生讚州。所謂玉藻所歸之嶋檉樟蔽日之浦是也。

此兩寺者爲父母建立之精舍也。大師手造于今相遺。一院高祖誕生地。故得此號。沐

甘露餘潤之人誰不歸仰。——

など資料頗る豊富である。更に武家側の記録を見れば、吾妻鏡に善通寺の事を記して

——是弘法大師御誕生之地。長日不退御祈禱之砌也。（安貞二、四、一三）

とある。又西行法師は此の地を大師の御誕生所と見て、寺傍に小庵を結び、道範阿闍梨もこゝに來て、御遺蹟を拜して誕生院の緣起を物したのである。其の外此の地を大師の御誕生所と記した公私の文書數ふるに遑なき程である。兎にも角にも前記の如く公にも認められ、然も其の古文書類の現存するもの許多ある上は、此の地が御誕生地たる事を證明して餘ありと謂ふべきである。

四 父 母

大師の御父は佐伯直田公、御母は阿刀氏とのみで名は傳はつてゐない。御父の實名が田公である事は、三代實錄貞觀三年十一月十一日、讚岐國多度郡の人故佐伯直鈴伎磨等十一人に佐伯宿禰の姓を賜はつた條に、佐伯直豊雄の言葉として——田公大僧正父也。

(周安云贈大僧正空海)——と見えて疑なき事である。(其の外にも田公を父と記したものが多くあるが、一々挙げず)然るに弘法大師御傳に父佐伯直氏アキヒコとある直を姓カネと知らず直氏を名と誤つてナホウヂと訓み、更に直を眞マコトに誤り、眞氏マコトウヂとしたなどは、寧ろ滑稽と申すべきである。又この田公を善通ヨシトウとしてをるものが多い。これは海人藻芥に「讃岐國善通寺弘法大師父ノ寺也。其實名謂善通。則用寺號」とあるなどから來たものと思はれるが、(此の事は後の善通寺の條で申さう)一人にして田公と善通ヨシトウと實名が二つあるのも訝しい。善通を音讀して田公の法名とする説に従ふべきか。(これも後に云ふべし)此の善通ぬしに敬稱を添へて善通卿キミなど稱する向もあるが、卿は三位以上の人(大臣を除き)の敬稱である。善通ぬしはさる高位の人とも思はれず。(勿論公卿補任にも其の名が見えてゐない)弘安四年の辨官下文に功德大領と記されてをるが、(少領としたものもある)大領は郡司の長、即ち多度郡長である。但し郡長と申しても近代の郡長と違つて、當時國司には中央の官吏を任命し、郡司には地方の豪族から採用する風であつたから、其の勢力資産等から見ても、儼然と地方に重きをなして居たもの、様である。御廣傳等其の

父祖を語る條に、

——少時御名眞魚。其父曰田公。田公父男足。男足父枳波都。枳波都父外從入位上大人。大人父伊能也。伊能之父祖無所見。其先昔隨倭武命征毛人功勳蓋世。賜土地於讃岐國。因家之。子孫相次爲縣令矣。

とある縣令も、現今の縣知事級ではなくて、支那での縣令、本邦の郡長ぐらゐの所に當るものと見るべきであらう。

此の外大伴氏の系圖の或るものに——田公——道長——空海として田公を大師の祖父、道長を父としたものもある。此の道長といふ人は、高野大師御廣傳の註に「今案道長大師伯父也」とあるが、伯父か長兄か、これも尙研究すべきである。とにも角にも大師の御父が田公である事は、前記三代實錄で明瞭である。

さて御父の名は前述の如くであるが、御母は阿刀氏とのみで其の名が判然してゐない世間では玉依御前と申してをれど、その出所が確かで無い。然るに名の分らぬといふは何か物足らぬ感じがするので、彼の養老の孝子が、元正天皇の御代の人であるからとて

源丞内、鉢木の常世の妻が降積る雪に因んで白妙と呼ばれるに至つた様に、此の母君も大師の玉藻よる所の嶋云々と云はれた語から、玉依御前の名をおふせたらしく思はれる。

## 五 佐伯氏

大師の姓氏は佐伯直とあり。佐伯氏には皇別と神別とあつて、新撰姓氏録に據れば、前者は景行天皇の皇子稻背入彦命の裔で佐伯直と稱し、後者は大伴氏の支流で佐伯宿禰と稱してゐた。であるから佐伯直たる大師の家は前者に屬する様であるが、右に就てはいろいろ説もある事で、天長五年大師の贈伴按察平章事赴陸府詩並序に——縑素區別伴佐昆季——との語がある。(平章事は參議の唐名、當時參議で陸奥出羽按察使となつてゐたは伴國道である。伴は元の大伴氏、淳和天皇の諱を避けて伴氏と稱する事となつた。佐は佐伯氏)即ち大伴佐伯兩氏は兄弟の關係であるとの意である。之に據れば大師の家の佐伯氏は神別の佐伯となる。空海僧都傳はじめ諸書に「源出天尊」とある天尊は天つ神とも天皇とも解せられるが同書の「次祖昔從日本武尊征毛人有功」とあるは、大伴の

支流たる事を物語るものである。加之三代實錄貞觀三年十一月十一日の條に、佐伯直に關する記事があるが、其の大意を申せば、

是の日讃岐國多度郡故佐伯直鈴伎麿以下故人今人合計十一名(何れも佐伯直姓)を陞して佐伯宿禰姓を賜ひ、籍を移して左京職に隸屬せしめられた。これは是より以前、佐伯氏等の總本家ともいふべき中納言伴善男の奏言に基かせられたもので、其の奏言には——書博士佐伯直豊雄の申し狀に、吾々共の先祖大伴健日連、景行天皇の御世に倭武命に隨つて東國を平定し、勳功によつて讃岐國を賜つて私宅となし、其の子孫倭故連、允恭天皇の御世に、始めて讃岐國造に任せられた。これが豊雄等の別祖である云々。然るに我が同族直持(或云眞持)正雄は何れも京職に隸屬して既に宿禰姓を賜はつて居るのに、唯田公の門流のみは、未だ其の恩典に預つてゐない。元來直持正雄等が出世致したのは、實惠、道雄兩大法師等が、空海大僧正に養成せられたに因るものである。而して田公は大僧正の父であるに拘らず、その門流が尙宿禰になつてゐない。現今大僧都眞雅久しく加護に侍し、豊雄亦書道の小藝な

がら、學館の末員を悉くしてをるのであるから、何卒吾々一門も、彼等同様宿禰姓を賜はりたい——

と斯様に申居りますと申上げたのである。

依て 之を日本後記に照し見るに

承和四年十月癸丑左京人從七位上佐伯直長人正八位上同姓直持等。賜姓佐伯宿禰

嘉祥三年七月乙酉讚岐國人大膳少進從七位上佐伯直正雄 賜姓佐伯宿禰

とある。思ふに直持、正雄は佐伯氏の中で、實惠・道雄二高僧に血縁近く、豊雄等は田公の門流の人だったのであらう（眞雅は大師の弟）。以上に依つて神別の佐伯氏には、元來宿禰と直とあつて（姓氏錄には洩れたれど）其の直の方も、後に昇格して宿禰となつた事を知るべきである。

### 六 善通寺の創建と其の名稱

善通寺の創建は

(1) 大師の先祖の建立とするもの

大師先祖於讚岐國建立善通寺（弘法大師御傳）

善通寺者是弘法大師先祖之伽藍建立之後致五百餘歲（長寛二年善通曼茶羅兩寺解狀）

何れも其の先祖は誰を指すか詳かでない。但し長寛二年より五百年前は、天武天皇の御代の頃になる。

(2) 佐伯善通の建立とするもの

右彼寺者弘法大師降誕之靈地、佐伯善通建立之道場也。（承元三年應宣）

當寺者功德大領善通之建立云々。（弘安四年左辨官下文）

(3) 大師の建立

右當寺者弘法大師之草創、國中無雙之精舍也。（嘉祿元年應宣）

高祖生讚州所謂玉藻所歸之嶋、櫛樟蔽日之浦是也。此兩寺者（周安云善通曼茶羅兩寺）爲父母建立之精舍也。（後宇多法皇御遺告）

## (4) 大師の修造

抑善通之寺ハ大師御先祖俗名即爲寺號云々破壊之間大師修造建立之時、不被改本號歟。(南海流浪記)

右の如く、善通寺の建立者は様々に傳へられてをるが、何れも佐伯氏以外の人にはなつて居ない。思ふに今の伽藍所在地には、大師以前から、佐伯氏の氏寺ヤウ様のものがあつたのを、大師の時に至つて修造、又は増築して大成したものであらうか。(誕生院は御入寂後に建てられたのであらう)

さて又、善通と云ふ名稱についても彼此の説がある。

## (1) 大師先祖の俗名

抑善通之寺は大師御先祖俗名即爲寺號(南海流浪記)

其の先祖は誰なるか、今日世に傳ふる佐伯氏の系譜には、之に該當する人名を見出し得ない。

## (2) 大師の父の俗名

讃岐國善通寺者弘法大師父ノ寺也。其實名謂善通。(海人藻芥)

## (3) 大師の父田公の法名か

善通寺は大師の父名を善通(佐伯田公の法名歟)と曰へるに取ると(大日本地名辭書)

根據薄弱ながら姑く此の(3)の説に従ひ置き、他日の研究を待つべきか。

## 七 入定か入滅か

承和二年三月二十一日(陽曆四月二十六日)大師は高野山にて入定せられたとは、御傳記類多く之を傳へて居る。又、大師入定後、肉身其の儘に存してゐて、觀賢僧正が、其の窟を發いて見奉つたなど、御行狀集記などにも書かれてゐるが、中にも神皇正統記の文は読み易いから左に掲げる。

この僧正(觀賢)は高野に詣で、大師入定の窟を開きて、御髪を剃り法服など著かへ申し、人なり。その弟子淳祐相伴ひけれども、終に見奉らず、師の僧正その手

を取りて御身にふれしめけりとぞ云々。

これで見ると、入定せられた事を證せられるけれど、大師御終焉の際、淳和上皇から賜はった御弔書の中に

禪關僻在。凶問脫傳。不能使者奔赴相助荼毘。言之爲恨。悵悵曷已

との御言葉を拜し奉ると、火葬にせられた様に見受られる。尤も入定入滅の論は古くからあつたものか。弘法大師入定勘決記に

問。大師於南山高野峯而入定給者。其事云何。答言之。有二說。一者入滅說。二者

入定說也。如彼入滅說者謬訛也 入定說者善說也云々。

とあつて、此の下に入定說について縷々述べてある。入定入滅何れにせよ、法身の大師は遍照金剛の文字通に、永久にましませば、之が爲に其の光を増減するもので無いからさのみ論する要もなからうと思ふ。

## 八 奇蹟 其他

大師の御傳記は頗る奇蹟に富んでをる。是は大師ばかりでなく、古來聖賢偉人の傳は概ね奇蹟が付きものとなつて居る。思ふに大師の如きは、其の智識技能の程度、當時の一般人より懸絶して遙に高きに居られたので、其のする事なす事、凡人より見ては、摩訶不思議に思はれ、更に尊敬の念の高まるまゝに彌、尾緒を添へて幾多の奇蹟談が生じたであらう。之を見ても大師の大を知るべきである。又無名の人の手に成つた佛像等も大師の一刀三禮の作と傳ふれば敬はれ、寺院の由緒不明のものも、大師の開基建立と云へば信者の巡拜多く、童子教、實語教、いろは歌の如きも、とかくの議論はあれど、大師の作と稱せらるゝ爲に長く國民教育上に効果を收めて來たので、學究的考證は別として、廣義に見て大師の作といふも此の意味に於て敢へてさし支無からう。譬へば、堀澤某の製作としては世人の一顧をも得ざる品物も、之に三越のレットルを貼れば、忽ち賣行よく、しかも其の品が購買者に益を與ふる事多ければ、之を三越の製品と呼んでもよき様なものである。とは云へ來歴の慥でないもの、時代の相違せるもの、又は學者間に大師の作にあらずとの定評あるものまでを、強ひて大師の御作なりと力瘤を入れるにも

及ばぬ事であらう。大師の大師たる所は他にいくらも大きなものが有るのでは無いか。尙申上げたい事もあれど、さまでとはとて筆を擱く。

### 附 記

#### 一

去る五月九日大阪時事新報社主催南海高島屋第七階に於ける「善通寺を語る」といふ座談會の席上で、本文(三)の(3)にある屏風浦の條太龍中縁起中、高祖大師云々の文字に疑義を挿んだ處、奈良市山前香觀師は、右の談が大阪時事紙上に載せられたのを見て、同新報社宛次の書面を送られた。

貴社主催弘法大師の誕生所を語る會記事中、高松高商堀澤氏の發言中、左記の如く思考します點ありますから一寸御知らせします。眞然師の阿波太龍寺縁起中の大師なる文字は、決して後世に於ける大師號の大師に非ずして、世不世に於ける偉大なる導師即ち佛陀を意味するものである。故に醍醐帝勅賜の大師號では決してない云々。

と右大阪時事記者岩津氏から回送せられたから、次の如く申しておいた。

山前氏よりの御注意有難く拜見致しました。大師云々の件、座談會の節にも或る寺院の方からほど同様の御説を承りましたが、大師といふ語は元來佛陀の尊稱たる事は、小生も承知致しては居りますけれど、あの文の如く高祖大師とつづけた所は、やはり其の方では無い様な氣がします。但しこれはお互に解釋の相違であるから、敢て自説を固

守せず、大方の判断に任せる事と致し、茲に山前氏に對して其の御好意を謝しておきます。

#### 二

弘法大師の御生家佐伯氏は、元來大伴家の支流では無いが、眞觀中、佐伯直の人々が宿禰姓を賜はらうとして、故意に其の出自を云々したものであるとの説をなすものも彼此あるが、余は大師の伴佐。昆。季。云々の御言葉を尊重して、本文の如く申述べておいた。

#### 三

四國靈場八十八箇所、第七十五番の御詠歌に

われすまばよもきえはてじ善通寺深き誓の法のともし火

と云ふ歌の意味は、わかつた様でわからぬ所があるが、續群書類從收むる所の高野山御幸御出記には

高野山者古佛出世之靈場、先聖經行之淨土也。——大師上登日、明神現人體、猷以山地。約期彼龍華、深愍念住侶、令法命相續。爰山門暫閉戶、法燈將滅之時、明神詠一首云。「和我須滿者、與毛阿禮波天之。高野山、多加幾美乃利乃、能利乃登毛之比。」云々

と見えてなる。斯の如く之を丹生明神の神詠とすればよく解せられる。善通寺の御詠歌は、此の神詠と稱するものから轉來したのでは無からうか。

#### 四

撰集抄云ふ書物は、其の奥書によれば、西行上人が壽永二年に善通寺で書かれたものとなつてゐるが、類聚名物考其の外、之を否定して後人の假托とする説が多い。中には、其の一部分は西行の作であらうとするものもあるが、それも壽永の年號に就いては異論がある。

次に西行の棲まれた所と云傳へる西行庵は、善通寺南大門の西南の畑の中に現存して、「久に經て」の歌によつて命名せられた久之松も、其の庭前に残つて居たが、(勿論其の當時のものでは無からうが)去る大正十一、二年頃、枯死して、只今では、其の代りの若木が後を嗣いでゐる。然るに、道範阿闍梨の南海流浪記には、

南大門ノ前ノ路、弘三丈五尺長八町、左右に率都婆多立之。其門東脇ニ古大松アリ。寺僧云、昔西行此松ノ下ニ七日七夜籠居テ「ひさに經て、わが後の世を、とへよ松、跡忍ぶべき、人もなき身ぞ。」とよめるによりて、此松ヲバ西行が松ト申也ト申ヲキ、テ云々。

と見えてゐるから、今の西行庵及び久之松の所在地とは、其の方向に於て相違がある。これは道範以後に、移しかへられたか、或は別箇のものか。尙研究を要する。

日を蔽ふ樟の木蔭に涌き出で、

弘く流るゝ法の水かな

(昭和九、六、一五稿)  
(高松高等商業學校十周年記念論文集より)

昭和十年五月二十日印刷  
昭和十年五月二十一日發行

(非賣品)

香川縣仲多度郡善通寺町大字善通寺  
六百四十八番地ノ二

編輯者 堀 澤 周 安

香川縣仲多度郡善通寺町大字善通寺  
三百五十七番地

印刷者 森 佐 雄 祐

香川縣仲多度郡善通寺町大字善通寺  
三百五十七番地

印刷所 兵 林 館 印刷所



終

7  
6